財源不足に関する地方交付税法第６条の３第２項の対応について

資料9

地方交付税法(昭和25年法律第211号)（抄）

第6条の3 （略）

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率（＝交付税率）の変更を行うものとする。

＜考え方＞

①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、

②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり

③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

○財源不足への対応

年　度	
8	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補填することとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
9	単年度の措置として、平成8年度と同様の対応。
10～12	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
11	恒久的な減税の補填措置として、たばこ税の移譲、交付税率引上げ、地方特例交付金の創設等を行うとともに、その他の財源不足のうち交付税対応分について平⑩の制度改正に沿って財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
13～15 16～18 19～21 22 23～25 26～29	折半対象財源不足の1/2は、国が一般会計から加算し、残りは地方が特例地方債（元利償還金の全額を基準財政需要額に算入）を発行することにより補填する等の措置 。 ※　平⑬、⑭は特会借入金方式をそれぞれ1/2、1/4併用
27	地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外。